

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター
施設建設・運営事業

落札者決定基準

平成27年5月

津山圏域衛生処理組合

目 次

第 1 総則	1
1 落札者の決定方法	1
2 落札者決定の手順	1
3 審査結果の公表	2
第 2 資格審査	3
第 3 提案審査	6
1 基礎審査	6
2 総合評価	7

第1 総則

1 落札者の決定方法

「津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者には，設計，建設，維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため，事業者の選定に当たっては，設計，建設，維持管理運営等の提案内容，事業計画の妥当性・確実性，提案価格等の各面から評価を行い，落札者を決定する総合評価落札方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

この落札者決定基準（以下「本書」という。）は，津山圏域衛生処理組合（以下「本組合」という。）が本事業の落札者を決定するために，要求水準書等の内容について入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準を示すものである。

2 落札者決定の手順

審査は，以下の手順で実施する。

(1)資格審査：第一次審査として応募資格の有無を確認する。

(2)提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され，「基礎審査」では，提案価格及び提案内容が本組合の基準を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では，提案内容（入札価格含む）を様々な視点から総合的に評価する。

資格審査及び基礎審査は本組合が行うものとし，総合審査については，「津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備委員会」（以下「施設整備委員会」という。）が実施する。施設整備委員会は，学識経験者及び構成市町職員で構成され，施設整備委員会において決定した基準に基づいて提案内容（入札価格含む）の評価を行い，優秀提案を選定する。本組合は，施設整備委員会による審査結果をもとに，落札者を決定する。

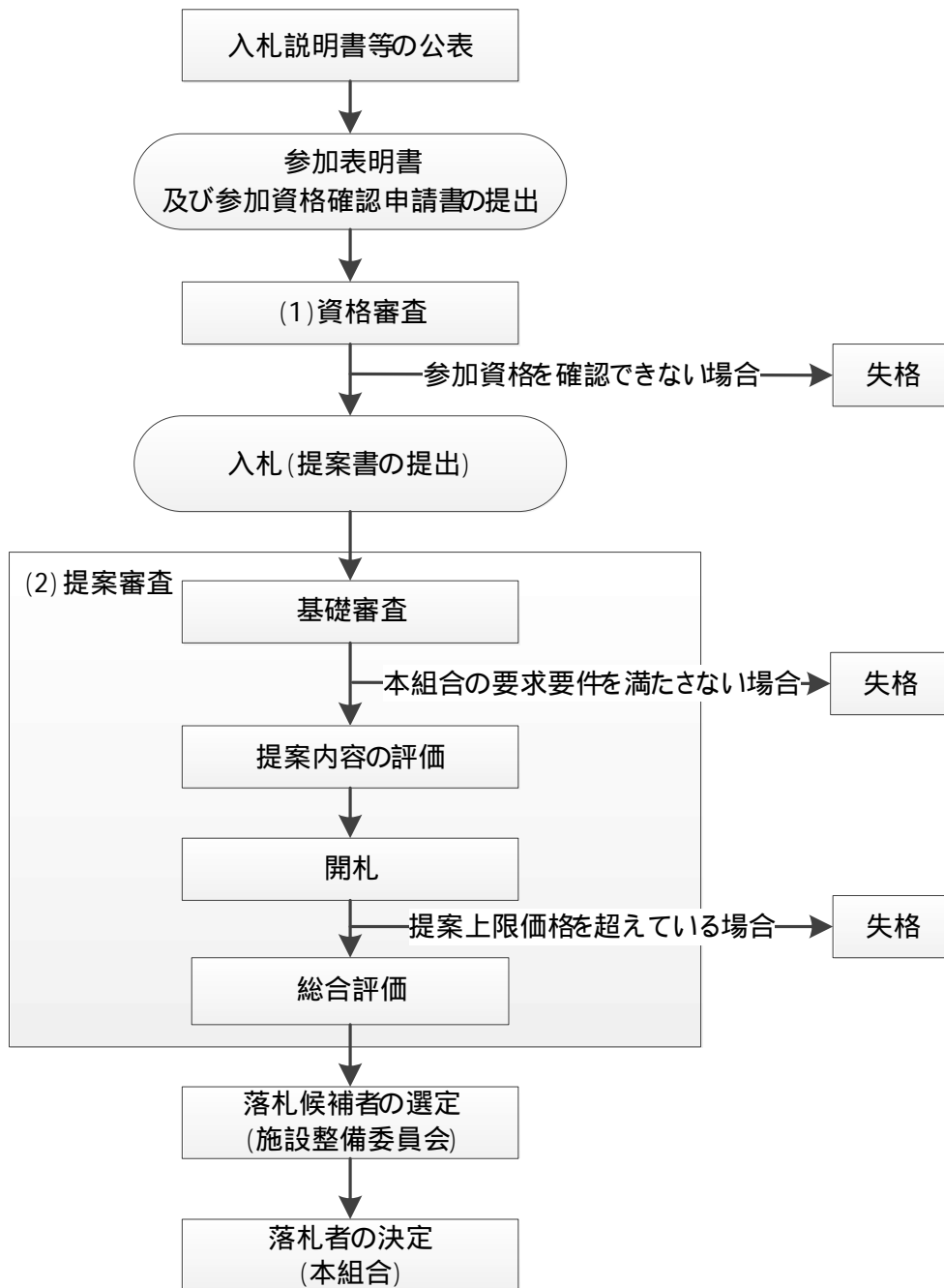


図1 審査のフロー

3 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については本組合の公式ホームページにおいて公表する。

第2 資格審査

資格審査では、入札参加者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、入札参加者が参加資格を満たしているか否かを確認する。本審査は本組合が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は下表のとおりとする。

表1 資格審査における確認内容

区分	確認内容	対象様式
全般	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。	様式2-6
	イ 本組合構成市町（津山市，鏡野町，美咲町）のいずれかより指名停止措置を受けていないこと。	
	ウ 清算中の株式会社である事業者について，会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算命令がなされていないこと。	
	エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしていないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていないこと。	
	オ 直近2か年の法人税，消費税（国税分）を滞納していないこと。	様式2-7
カ 本組合が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者，またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連ある者でないこと。なお，本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおり。 (ア) 八千代エンジニアリング株式会社 (イ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所	様式2-6	
共通	ア 入札参加者の構成員はすべて，本組合構成市町（津山市，鏡野町，美咲町）のいずれかにおいて，平成27年度入札参加資格を有していること。	様式2-7
設計	ア 設計企業は，次の ， の要件をすべて満たしていること。なお，複数の企業が設計企業となる場合は，当該複数の企業で次の ， の要件をすべて満たすものとし，各々の企業は次の ， のいずれかの要件を満たしていること。 地方公共団体のし尿処理施設（汚泥再生処理センター含む）について，以下の要件をすべて満たした設計実績を有すること。 ・ 処理規模 50kL/日以上の実績：1件以上 ・ 本施設の水処理方式と同様の方式の実績：1件以上 ・ 本施設の資源化方式と同様の方式の実績：1件以上 なお，上記実績の施設は同一施設である必要はない。 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級	様式2-8

区分	確認内容	対象様式
建設	<p>建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>ア 建設企業は、次の、の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業で、の要件を満たせばよい。また、の要件を満たす企業は、建設事業者となること。</p> <p>汚泥再生処理センターのプラント建設を実施する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限直近において1,000点以上であること。さらに地方公共団体のし尿処理施設について以下の要件をすべて満たした建設実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理規模 50kL/日以上の実績：1件以上 ・ 本施設の水処理方式と同様の方式の実績：1件以上 ・ 本施設の資源化方式と同様の方式の実績：1件以上 <p>なお、上記実績の施設は同一施設である必要はない。</p> <p>建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限直近において1,200点以上であること。</p>	様式2-9
	<p>イ 建設企業のうち、アの実績を有する建設企業は、S P Cに出資を行うこと。</p>	様式2-9 様式5-3
運営 ・維持 管理	<p>ア 運営企業は、次の、の要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業が運営企業となる場合は、の要件はすべての企業が満たすものとし、1者はの要件を満たしていること。</p> <p>廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過しないものでないこと。</p> <p>地方公共団体の汚泥再生処理センター（し尿処理施設含む。）について、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式の運転実績を有すること。 ・ 助燃剤化施設の運転実績を有すること。 ・ 廃棄物処理施設技術管理者と成り得る資格を有し、汚泥再生処理センター（し尿処理施設含む。）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。なお、現場総括責 	様式2-6 様式2-10

区分	確認内容	対象様式
	<p>任者を変更する場合は、本条件を有することを示したうえで本組合の承諾を受けること。</p>	
	<p>イ 運営企業が単独の場合は、当該企業はS P Cに出資を行うこと。なお、複数の企業が運営企業となる場合はア の実績を有する運営企業は、S P Cに出資を行うこと。</p>	<p>様式2-10 様式5-3</p>

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、入札参加者からの提案内容が入札説明書等に示す条件を満たしているか否かを確認する。本審査は本組合が実施し、全ての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

(1) 提案書類の確認

入札参加者から提出された提案書類について下記の事項を確認する。

表2 提案書類の確認内容

確認項目	確認内容	対象様式
一般事項	要求した提出書類が全て揃っていること。 指定した様式に必要な事項が記載されていること。 提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 本事業の実施に係る提案内容が、本組合が要求する水準及び性能に適合していること。	提案書類全般
特別目的会社の組成	代表企業の出資比率が出資者中最大であること。	様式 5-3

(2) 提案価格の確認

本組合は、提案書に記載された建設工事請負契約の入札価格、運営・維持管理業務委託契約の入札価格がそれぞれの提案上限価格以下であることの確認を行う。いずれかの入札価格が提案上限価格を上回った入札参加者は失格とする。

2 総合評価

総合評価では入札価格と提案内容の二つの面から評価を行う。提案内容の評価点が60点満点，入札価格の評価点が40点満点の合計100点満点で評価する(総合審査の結果が同点となった場合には，くじにより落札者を決定する。)。

なお，施設整備委員会は，総合審査の過程において各入札参加者に対しヒアリングを実施する。

ヒアリングは平成27年12月1日(火)を予定しているが，詳細については提案書類受付後に改めて本組合から各入札参加者に連絡する。

$$\text{総合評価点数(満点100点)} = \text{内容評価の得点(60点)} + \text{入札価格の得点(40点)}$$

(1)提案内容の評価

入札参加者からの提案内容を，「別表1 評価項目及び配点」に基づき施設整備委員会が得点化する。採点基準は下表のとおりである。

表3 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が非常に優れており，かつ，その効果が期待できる	配点×1.00
B	提案内容が優れており，かつ，その効果が期待できる	配点×0.75
C	提案内容の効果が期待できる	配点×0.50
D	提案内容の効果がある程度期待できる	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0.00

なお，得点化の際は，小数点第3位を四捨五入し，小数点第2位までを求める。

(2)入札価格の評価

次式に従って得点化する。

得点化の際は，少数点第3位を四捨五入し，小数点第2位までを求める。

$$\text{入札価格の得点} = \text{最低入札価格} \div \text{入札価格} \times 40$$

最低入札価格は，入札参加者の入札価格のうち，最低の入札価格をいう。

ただし，最低の入札価格が提案上限価格の80%を下回った場合，最低入札価格は提案上限価格の80%とする。また，この場合の当該入札参加者の入札価格の得点は40点とする。

別表1 評価項目及び配点

・事業計画に関する事項

項目		評価の視点	配点	主たる対象様式
1	全体計画	<p>グループが本事業に取り組むにあたっての事業実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合の方針の理解度・適合度 ・事業実施方針の明確性，事業提案内容との適合性 <p>本事業の目的を達成する上での配慮・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案における配慮・工夫事項（セールスポイント）の本事業との適合性・優位性 	2	様式 5-1
2	組織体制等	<p>事業を円滑に遂行でき，かつ，組合とのスムーズな連携が可能な組織体制</p> <p>各企業の役割分担，責任分担の適切性，明確性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務の担当企業の能力 ・スムーズな事業実施が可能な役割・責任分担 ・各企業間の連携・協力体制 <p>マネジメント能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表企業のマネジメント能力 ・マネジメント方法の妥当性 	2	様式 5-2
3	収支計画	<p>長期収支計画の安定性</p>	2	<p>様式 5-3</p> <p>様式 5-7</p> <p>様式 5-8</p>
4	リスク対応	<p>潜在的リスクの把握とリスク管理・対応策の妥当性</p> <p>保険付保の妥当性</p> <p>業務品質の低下，業績不振，破綻時等におけるバックアップ体制</p>	2	様式 5-4
5	モニタリング	<p>セルフモニタリングによる品質確保の妥当性・継続性</p> <p>組合のモニタリングへの協力</p>	2	様式 5-5
6	地域経済への配慮・貢献	<p>地元企業の活用や資材等の調達</p> <p>地域雇用への配慮</p> <p>周辺地域への貢献（地域コミュニティとのかわり方など）</p>	4	様式 5-6
小計			14	

設計・建設及び施設能力に関する事項

項目		評価の視点	配点	主たる対象様式
1	全体計画	効率的な施設配置 周辺環境・景観への配慮	6	様式 6-1
2	環境への配慮	周辺環境への影響の低減 地球環境への負荷の低減	3	様式 6-2
3	施設の性能	施設（水処理施設，助燃剤化施設）の性能を確保するための方策 搬入量，性状の変動への対策	6	様式 6-3
4	施設の長期安定稼働	建物，設備・機器等の長寿命化対策 点検計画・長寿命化計画，故障時の対処法	3	様式 6-4
5	配置計画	水槽・建物諸室，設備・機器等の効率的な配置 機能的な動線計画（作業者動線・見学者動線）	2	様式 6-5
6	安全対策	敷地内，施設内での事故等の未然防止対策及び発生時の対処 施設の稼働，車両の走行等による事故等の未然防止対策及び発生時の対処	2	様式 6-6
7	災害対策	地震，台風，水害等への対応のための施設機能の強化 災害発生時（発生後）・緊急時等における対応の方策	3	様式 6-7
8	施工	工程計画の具体性・現実性 工事中の安全確保，品質確保 工事中の周辺環境への配慮	3	様式 6-8 工事工程表
小計			28	

・ 運営・維持管理業務に関する事項

項目		評価の視点	配点	主たる対象様式
1	運営・維持管理体制	効率的・経済的，安全・安定的な運営・維持管理が可能な実施体制	3	様式 7-1
2	受入及び運転管理	し尿等の搬入・受入量の計量・記録業務の具体性・妥当性 施設・設備の運転操作監視業務の具体性・妥当性 搬入量・性状の変動に対する設備の安定的な稼働への対応（故障時の対応含む）	3	様式 7-2
3	維持管理	施設・設備の点検・検査，補修・更新業務の具体性・妥当性 本事業期間終了（引渡し）時の設備・機器等の状態を適切に確認する方法 本事業期間終了（引渡し）後の維持管理・基幹改良等を経済的・効率的に行うための提案	4	様式 7-3
4	環境管理	施設の性能を満足するための方法及びその確認方法 環境負荷低減の取り組み及びその確認方法 作業環境を保全する方法及びその確認方法	3	様式 7-4
5	その他	ライフサイクルコスト低減の取り組み及びその具体性・妥当性 周辺環境への配慮の具体性・妥当性 労働安全衛生，危機管理（災害時，緊急時の対応など）対策の具体性・妥当性 施設の清掃，防火管理，警備・防犯，外構維持業務の具体性・妥当性 情報の整理・活用方法とその具体性・妥当性 情報管理の方法	5	様式 7-5
小計			18	
合計			60	